

平成 25 年度第 1 回

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会次第

日時：平成 25 年 5 月 14 日（火）午後 1 時 00 分から

場所：佐倉市役所 社会福祉センター 地下研修室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委嘱状交付

4. 推進懇話会 会長、副会長選出

5. 会議の公開、会議録の作成方法の確認

6. 議 事

① 推進懇話会の概要について

② 高齢者福祉検討会・介護保険検討会・事業者選考検討会について

③ 地域包括支援センター運営協議会について

④ 地域密着型サービス運営委員会について

⑤ その他

7. 閉 会

1. 佐倉市高齢者の状況

1. 高齢者人口と高齢化率の現状(外国人含む)

区分	佐倉地区	志津地区	臼井地区	根郷地区	和田地区	弥富地区	千代田地区	合計
	全人口	30,028	76,014	31,741	25,474	2,055	1,761	
	29,812	76,258	31,400	25,460	2,023	1,712	11,075	177,740
65歳以上人口	8,020	17,258	7,851	4,891	576	588	2,074	41,258
	8,452	18,361	8,433	5,277	588	599	2,194	43,904
高齢化率	26.71%	22.70%	24.73%	19.20%	28.03%	33.39%	18.66%	23.15%
	28.35%	24.08%	26.86%	20.73%	29.07%	34.99%	19.81%	24.70%
75歳以上人口	3,498	6,484	2,863	1,980	323	338	919	16,405
	3,692	7,022	3,051	2,085	321	336	954	17,461
後期高齢者高齢化率	11.65%	8.53%	9.02%	7.77%	15.72%	19.19%	8.27%	9.21%
	12.38%	9.21%	9.72%	8.19%	15.87%	19.63%	8.61%	9.82%

※上段(平成24年3月31日)

下段(平成25年3月31日)

2. 要介護(要支援)認定者数

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
総数	618	1,159	839	1,049	740	737	598	5,740
	776	1,163	952	1,038	719	768	629	6,045
第1号被保険者	602	1,115	813	993	707	706	569	5,505
	763	1,119	931	974	683	740	601	5,811
65歳~75未満	89	187	100	168	97	87	90	818
	136	181	107	154	96	99	98	871
75歳以上	513	928	713	825	610	619	479	4,687
	627	938	824	820	587	641	503	4,940
第2号被保険者	16	44	26	56	33	31	29	235
	13	44	21	64	36	28	28	234
居宅介護サービス	336	817	635	761	453	352	239	3,593
	413	830	686	789	464	366	264	3,812
地域密着型サービス	0	0	54	64	49	43	28	238
	0	2	38	68	51	39	35	233
介護福祉施設	0	0	12	76	130	171	185	574
	0	0	25	71	153	180	175	604
介護老人保健施設	0	0	38	67	72	90	68	335
	0	0	41	59	60	102	72	334
介護療養型施設	0	0	0	2	3	17	23	45
	0	0	0	2	4	20	18	44
介護保険未利用者	282	342	100	79	33	64	55	955

※上段(平成24年3月31日)

下段(平成25年3月31日)

3. 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移[待機状況別]

年月	合計		居宅		老人保健施設		病院		療養型病床群		その他		養護老人ホーム	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
21年4月	606	100.0%	306	50.5%	126	20.8%	120	19.8%	11	1.8%	43	7.1%	0	0.0%
22年4月	612	100.0%	337	55.1%	110	18.0%	107	17.5%	10	1.6%	48	7.8%	0	0.0%
23年4月	620	100.0%	359	57.9%	110	17.7%	95	15.3%	8	1.3%	47	7.6%	1	0.2%
24年4月	609	100.0%	356	58.5%	88	14.4%	99	16.3%	9	1.5%	56	9.2%	1	0.2%
25年1月	509	100.0%	301	59.1%	74	14.5%	56	11.0%	6	1.2%	71	7.9%	1	0.2%

3-1. 特別養護老人ホーム入所希望者数の推移[要介護度別]

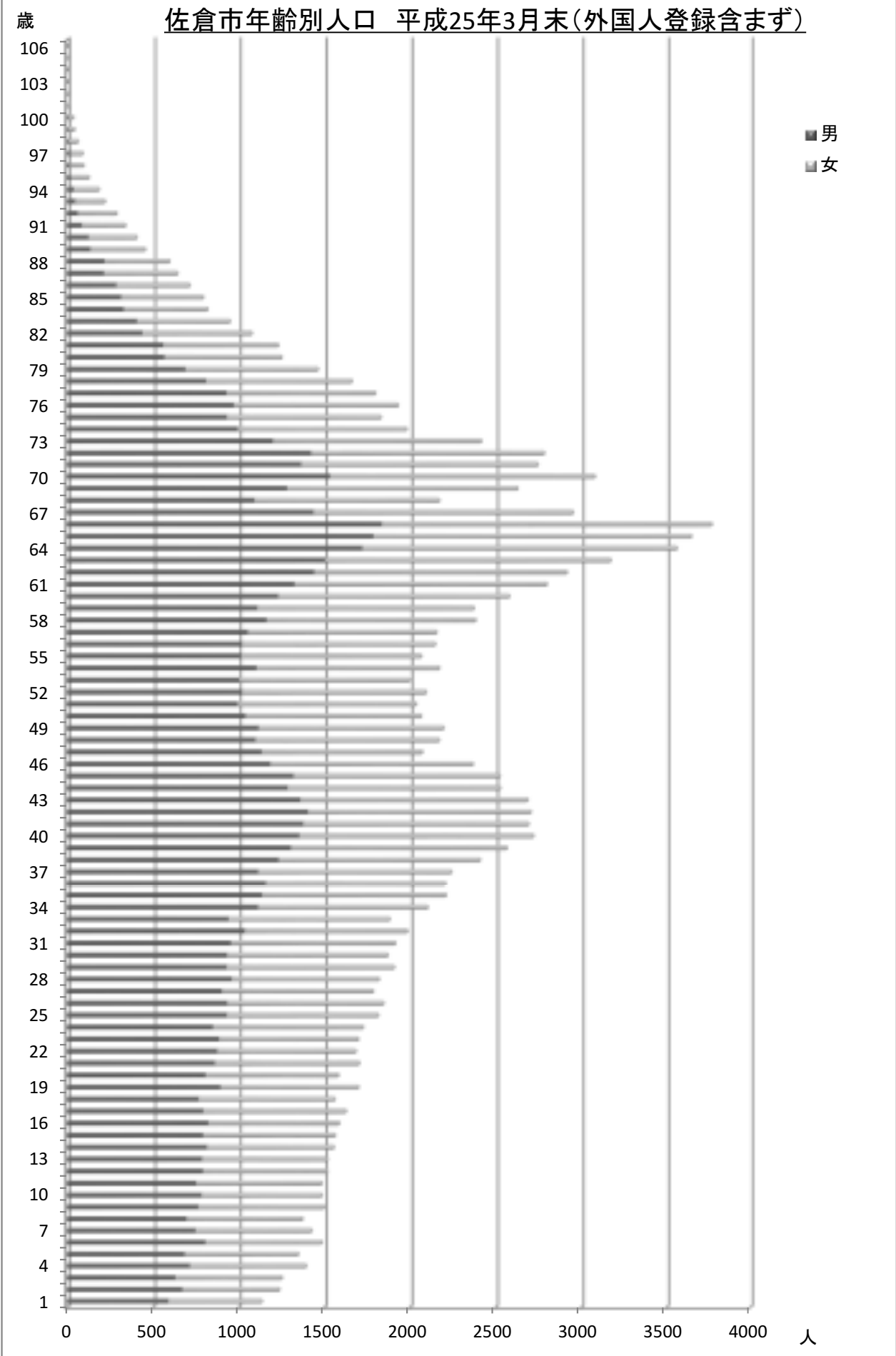
年月	合計		要介護1		要介護2		要介護3		要介護4		要介護5	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
21年4月	606	100.0%	86	14.2%	101	16.7%	166	27.4%	139	22.9%	114	18.8%
22年4月	612	100.0%	103	16.8%	121	19.8%	158	25.8%	135	22.1%	95	15.5%
23年4月	620	100.0%	93	15.0%	113	18.2%	143	23.1%	149	24.0%	122	19.7%
24年4月	609	100.0%	80	13.1%	134	22.0%	133	21.8%	132	21.7%	130	21.3%
25年1月	509	100.0%	70	13.8%	108	21.2%	97	19.1%	119	23.4%	115	22.6%

佐倉市年齢別人口 平成25年3月末(外国人登録含まず)

年齢	総数	男	女
0	1,141	592	549
1	1,243	672	571
2	1,258	632	626
3	1,399	717	682
4	1,353	686	667
5	1,491	807	684
6	1,431	750	681
7	1,378	697	681
8	1,504	766	738
9	1,490	785	705
10	1,490	753	737
11	1,522	792	730
12	1,523	788	735
13	1,559	817	742
14	1,568	793	775
15	1,592	824	768
16	1,631	795	836
17	1,565	768	797
18	1,704	895	809
19	1,588	808	780
20	1,709	863	846
21	1,689	877	812
22	1,703	887	816
23	1,732	851	881
24	1,820	933	887
25	1,851	935	916
26	1,790	903	887
27	1,824	961	863
28	1,912	932	980
29	1,875	934	941
30	1,919	955	964
31	1,990	1,037	953
32	1,886	943	943
33	2,108	1,115	993
34	2,215	1,137	1,078
35	2,212	1,160	1,052
36	2,247	1,116	1,131
37	2,414	1,235	1,179
38	2,570	1,306	1,264
39	2,725	1,356	1,369
40	2,697	1,379	1,318
41	2,710	1,406	1,304
42	2,692	1,361	1,331
43	2,531	1,288	1,243
44	2,529	1,322	1,207
45	2,372	1,186	1,186
46	2,077	1,136	941
47	2,175	1,100	1,075
48	2,201	1,118	1,083
49	2,070	1,041	1,029
50	2,041	996	1,045
51	2,099	1,022	1,077
52	2,003	1,006	997
53	2,176	1,106	1,070

年齢	総数	男	女
54	2,071	1,017	1,054
55	2,152	1,022	1,130
56	2,160	1,055	1,105
57	2,388	1,164	1,224
58	2,377	1,111	1,266
59	2,585	1,233	1,352
60	2,804	1,327	1,477
61	2,921	1,442	1,479
62	3,177	1,507	1,670
63	3,566	1,724	1,842
64	3,653	1,788	1,865
65	3,775	1,837	1,938
66	2,957	1,439	1,518
67	2,176	1,094	1,082
68	2,632	1,284	1,348
69	3,084	1,535	1,549
70	2,751	1,367	1,384
71	2,788	1,424	1,364
72	2,421	1,201	1,220
73	1,985	997	988
74	1,835	933	902
75	1,935	973	962
76	1,802	930	872
77	1,665	812	853
78	1,468	691	777
79	1,256	568	688
80	1,236	561	675
81	1,081	440	641
82	954	408	546
83	823	330	493
84	798	315	483
85	719	288	431
86	648	215	433
87	601	218	383
88	460	136	324
89	410	126	284
90	344	86	258
91	293	62	231
92	225	47	178
93	190	39	151
94	131	21	110
95	101	16	85
96	94	21	73
97	67	12	55
98	47	8	39
99	41	9	32
100	18	4	14
101	11	2	9
102	5	1	4
103	3	1	2
104	7	0	7
105	5	2	3
	175,690	86,833	88,807

佐倉市年齢別人口 平成25年3月末(外国人登録含まず)



佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市高齢者福祉・介護計画（以下「高齢者計画」という。）に基づく施策や事業の推進に当たり、効果的な運用を期するため、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会（以下「推進懇話会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、「高齢者計画」とは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する介護保険事業計画をいう。

(所掌事務)

第3条 推進懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること。
- (4) 地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
- (5) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
- (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
- (7) 高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、市長に報告すること。
- (8) その他高齢者計画に必要なこと。

(組織)

第4条 推進懇話会は、14人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表第1に掲げる者の中から市長が委嘱する。

3 前項に規定する委員のうち公募市民の委員は、市民の意見を反映するため、佐倉市内に1年以上在住する者の中から別表第1に掲げる基準に従って公募するものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任は、1回のみとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進懇話会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括し、推進懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進懇話会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 推進懇話会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 推進懇話会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進懇話会は、必要があると認めるときは、関係する職員又は関係者に対し会議への出

席を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 推進懇話会の会議は、公開とする。ただし、特定の個人又は法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、公開しないものとする。

2 推進懇話会の会議は、会議録を作成し、佐倉市市政資料室への配架及びインターネットの佐倉市ホームページへの登載により公開する。

(検討会の開催)

第9条 推進懇話会は、所掌事項の細部について調整等を行うため、必要に応じて次の検討会を開催できるものとし、その所掌事項は次の各号に掲げる検討会に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 高齢者福祉検討会 老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

(2) 介護保険検討会 介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

(3) 事業者選考検討会 高齢者計画に基づく施設の整備を伴うサービスを提供する事業者の選考に関すること。

2 前項の規定による検討会の委員は、別表第1に掲げる者の中から福祉部長が選定し、7人以内の委員をもって組織する。

3 各検討会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 第5条の規定は検討会の任期について、第6条の規定は検討会の会長及び副会長について、第7条及び第8条の規定は検討会の会議について準用する。

5 前項の規定にかかわらず、委員は、事業者選考検討会の会議において自己若しくはその親族又は自己と特に利害関係のある者に係る審議に加わることができない。

(委員謝礼金)

第10条 推進懇話会の委員謝礼金は、別表第2の額とする。ただし、検討会においては、いずれも同表の区分の欄に定める委員の謝礼金額を適用する。

(事務局)

第11条 推進懇話会の庶務は、高齢者福祉担当課において処理する。ただし、地域密着型サービスの指定及び運営に係る所掌事項の庶務は、介護保険担当課において処理するものとする。

2 高齢者福祉検討会の事務局は高齢者福祉担当課が、介護保険検討会の事務局は介護保険担当課が、これにあたる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、推進懇話会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年1月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月24日決裁 20佐高第596号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月15日決裁 25佐高第103号）

この要綱は、平成25年4月19日から施行する。

別表第1

推 進 懇 話 会	分野	選 出 区 分	定数14人
	医療	1 医師	1人
		2 歯科医師	1人
	福祉	3 社会福祉協議会	1人
		4 民生委員児童委員	1人
		5 ボランティア団体	1人
		6 高齢者クラブ	1人
	介護	7 施設介護サービス事業者	1人
		8 在宅介護サービス事業者	1人
	市民	9 公募市民（1号被保険者・女性）	1人
		10 公募市民（2号被保険者・女性）	1人
		11 公募市民（20歳以上の女性）	1人
		12 公募市民（1号被保険者・男性）	1人
		13 公募市民（2号被保険者・男性）	1人
学識	14 学識経験者	1人	

別表第3

区 分		謝礼金の額
推 進 懇 話 会	会 長	日 額 8, 1 0 0 円
	副 会 長	日 額 7, 6 0 0 円
	委 員	日 額 7, 6 0 0 円

佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会とは

【名 称】 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会

【これまでの経過】

・平成12年に佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画推進委員会設置要綱に基づき「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画推進委員会」を設置し、これまで同委員会を継続的に運営してきました。

その後、平成18年3月末の委員の任期満了に伴い、「佐倉市附属機関等の設置及び運営に関する要綱を踏まえて、当該設置要綱を改正し、平成19年4月1日付けで「佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画推進懇話会設置要綱」を施行いたしました。

また、第3期計画（平成18年度～平成20年度）までにおいては、老人保健法に基づく「市町村老人保健計画」、老人福祉法に基づく「市町村老人福祉計画」、介護保険法に基づく「市町村介護保険事業計画」の3法に基づいた計画となっておりましたが、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、平成20年4月に同法施行後、「市町村老人保健計画」が法定計画でなくなったことから、第4期計画（平成21年度～平成23年度）より、名称が「佐倉市高齢者福祉・介護計画」と変更し、現在に至っております。

『第1期～第6期（予定）計画の計画期間』

平成（年度）	12	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
計画名	～														
第1期佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画	←→														
第2期佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画			←→												
第3期佐倉市高齢者保健・福祉・介護計画				←→											
第4期佐倉市高齢者福祉・介護計画							←→								
第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画										←→					
第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画（予定）													←→		

△見直し期間

【設 置・目 的】（要綱第1・2条）

・平成24年3月に策定した第5期佐倉市高齢者福祉・介護計画に基づく施策や事業の推進にあたり、効果的な運用を期するために設置する組織となります。

・また、平成26年度には、第6期佐倉市高齢者福祉・介護計画の策定を行う組織となります。

【所掌事務】（要綱第3条）

- (1) 高齢者計画の策定及び変更に関して意見を述べること。
- (2) 高齢者計画に関する事業の進行管理及び点検評価に際して意見を述べること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関して意見を述べること。
- (4) 地域密着型介護サービス費の支給について意見を述べること。
- (5) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関して意見を述べること。
- (6) 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準に関して意見を述べること。
- (7) 高齢者計画による施設の整備に当たり、施設の設置及び運営の主体として適当と認められる事業者を選考し、市長に報告すること。
- (8) その他高齢者計画に必要なこと

【組 織】(第4条)

1. 14人以内
2. ①医師、②歯科医師、③社会福祉協議会、④民生委員・児童委員、⑤ボランティア団体、⑥高齢者クラブ、⑦施設介護サービス事業者、⑧在宅介護サービス事業者、⑨公募市民(1号被保険者・女性)⑩公募市民(2号被保険者・女性)⑪公募市民(20歳以上の女性)⑫公募市民(1号被保険者・男性)⑬公募市民(2号被保険者・男性)⑭学識経験者で構成。
3. 会長1名・副会長1名(委員の互選による)、委員12名以内で構成し、会長は会議の議長を務め、副会長は会長補佐及び会長代理。

◆佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会 委員名簿

[敬称略]

分野	選出区分		氏 名	備 考	
	医療	1	医師	いづみ やすお 岩淵 康雄	佐倉中央病院 院長
2		歯科医師	はかりや ひさお 稗屋 尚生	上志津中央歯科 院長	
福祉	3	社会福祉協議会	たにの ひろき 谷野 宏輝	社会福祉法人 佐倉市社会福祉協議会 地域福祉推進グループリーダー	
	4	民生委員児童委員	けんち ひろこ 釧地 平子	民生委員・児童委員	
	5	ボランティア団体	せ お きよし 瀬尾 潔	佐倉市ボランティア連絡協議会 幹事	
	6	高齢者クラブ	とりつか きみこ 鳥塚 キミ子	佐倉市高齢者クラブ連合会 副会長	
介護	7	施設介護サービス事業者	てらた ようすけ 寺田 洋介	ケアハウス くつろぎの里 施設長	
	8	在宅介護サービス事業者	おおの てつよし 大野 哲義	エルケア東日本株式会社(在宅介護サービス事業者協議会)	
市民	9	公募市民 (1号被保険者・女性)	はまた はるみ 濱田 はるみ		
	10	公募市民 (2号被保険者・女性)	なかがわ きぬこ 中川 絹子		
	11	公募市民 (20歳以上の女性)	たしろ かすみ 田代 和美		
	12	公募市民 (1号被保険者・男性)	のしろ ゆたか 能代 裕		
	13	公募市民 (2号被保険者・男性)	ひがしの まさあき 東野 正明		
学識	14	学識経験者	すすき まさゆき 鈴木 雅之	千葉大学キャンパス整備企画室 千葉大学工学部建築学科 助教	

【任 期】(第5条)

- ・平成25年5月(予定)から平成28年3月末までの3年間(再任は1回のみ)

【会 議】(第7条)

- ・1年に3~4回程度開催の予定。
- ・原則会議は公開としますが、【職務】に記載したもののうち3及び4について、特定の個人及び法人の情報に関して公開しないことが適当と認める場合は、非公開とします。

【事務局】

- ・高齢者福祉課

【検討会】（第9条）

・推進懇話会の委員7人以内で構成（福祉部長が選定）する組織により、【所掌事務】（1）・（7）について調整等を行うため、検討会を開催する場合があります。

※佐倉市高齢者福祉検討会並びに佐倉市介護保険検討会は、計画の見直しの際に、高齢者福祉事業に関することと、介護保険事業に関する事項について、特化して検討が必要とする場合に、それぞれの検討会を設置し、検討を行います。

（1）高齢者福祉検討会 老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

[敬称略]

高齢者福祉検討会	分野	選 出 区 分		氏 名	備 考
	福祉	1	社会福祉協議会		たにの ひろき 谷野 宏輝
2		民生委員児童委員		けんち ひらこ 釧地 平子	
3		ボランティア団体		せ お きよし 瀬尾 潔	
4		高齢者クラブ		とりつか きみこ 鳥塚 キミ子	
市民	5	公募市民（1号被保険者・女性）		はまた はるみ 濱田 はるみ	
	6	公募市民（1号被保険者・男性）		のしろ ゆたか 能代 裕	
	7	公募市民（2号被保険者・男性）		ひがしの まさあき 東野 正明	

（2）介護保険検討会 介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画に関する事業の進行管理及び点検評価並びに調査研究に関すること。

[敬称略]

介護保険検討会	分野	選 出 区 分		氏 名	備 考
	医療	1	医師		いわぶち やすお 岩淵 康雄
2		歯科医師		はかりや ひさお 秤屋 尚生	
介護	3	施設介護サービス事業者		てらだ ようすけ 寺田 洋介	
	4	在宅介護サービス事業者		おおの てつよし 大野 哲義	
市民	5	公募市民（2号被保険者・女性）		なかがわ きぬこ 中川 絹子	
	6	公募市民（20歳以上の女性）		たしろ かすみ 田代 和美	
学識	7	学識経験者		すすき まさゆき 鈴木 雅之	

(3) 事業者選考検討会 高齢者計画に基づく施設の整備を伴うサービスを提供する事業者の選考に関すること。

※佐倉市では、「佐倉市高齢者福祉・介護計画」に基づいて介護保険サービスに係る基盤整備を進めるため事業者の公募を行います。これまでは、市職員による事業者選定を行ってまいりましたが、選定にあたり、広汎な意見を取り込むことが必要との考えから、今年度より、当該懇話会の中に『事業者選考検討会』を設置することになりました。

◆選定方法

1. 一次審査

施設の適法性（都市計画・開発関係等）や専門的な（老人福祉法・介護保険法等）事項の判断については、書類による審査を高齢者福祉課において実施します。

2. 二次審査

一次審査で基準を満たしている事業者について、事業者からのプレゼンテーションを実施します。その際に『佐倉市事業者選考検討会』の皆様より、計画の策定、選定といった一連の流れの中で、事業者からのプレゼンテーションに参加していただき、事業者選考のためのご意見をいただくこととなります。

そして、その内容を事務局で取りまとめ、最終的に市長に報告することとなります。

■地域包括支援センター運営協議会について

◆地域包括支援センター運営協議会とは

地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）とは、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切・公正かつ中立な運営を確保するため、介護保険法施行規則第140条の66第4号に基づき設置された組織です。

なお、センターの運営は運営協議会の意見を踏まえることとされています。

本市では、佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会が運営協議会の役割を担うこととしており、その所掌事務は次のとおりです。

【佐倉市地域包括支援センター運営事業実施要綱】

地域包括支援センター運営協議会の所掌事務

- (1) センターの設置等に関する次に掲げる事項の承認に関すること
 - ① センターの担当する日常生活圏域の設定
 - ② センターの設置、変更及び廃止並びにセンターの業務の委託先法人の選定又はセンターの業務の委託先法人の変更
 - ③ センターの業務の委託先法人の予防給付に係わる事業の実施
 - ④ センターが指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定
 - ⑤ その他運営協議会がセンターの公正・中立性を確保する観点から必要であると判断した事項

- (2) センターの運営に関すること
 - ① 運営協議会は、毎年度、次に掲げる事項について事務局より報告を受けるものとする。
 - ア 当該年度の事業計画
 - イ 前年度の事業報告
 - ウ その他運営協議会が必要と認める事項
 - ② 運営協議会は、① イ 前年度の事業報告によるほか「佐倉市地域包括支援センター評価委員」が評価した評価結果について、事務局より報告を受けるものとする。

◆地域包括支援センターについて

センターは、高齢者の皆様が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を行うことができるように、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から支援を行う機関です。

センターには、保健師又は看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門資格を持った職員が配置され、次のような業務を実施しています。

(1) 包括的支援事業【介護保険法第115条の45第1項】

①介護予防ケアマネジメント業務

二次予防事業対象者が要支援・要介護状態になることを予防し、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう必要な支援を行います。

【業務の内容】

高齢者からの相談や訪問活動を通じて、要介護状態に陥る恐れのある高齢者を把握したときは「基本チェックリスト」による調査を実施し、その結果を市へ情報提供します。また、市が「二次予防事業対象者」と決定した方に対し、介護予防事業への参加勧奨と必要に応じて介護予防プランを作成し、個々に適した支援を行います。

※注1 二次予防事業の対象者：自立した生活を続けるうえでの必要な機能の低下がみられ、要介護状態に陥る恐れのある方を言います。

※注2 基本チェックリスト：65歳以上の方を対象に運動機能や口腔機能、閉じこもり、物忘れの傾向などを尋ねる調査票を言います。

②総合相談支援業務

高齢者に関する相談を受け、個々に対してどのような支援が必要かを把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスや機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

【業務の内容】

- ・高齢者に関する初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援
- ・相談支援の実施に当たって必要となるネットワークの構築
- ・地域の高齢者の状況の実態把握

③権利擁護業務について

地域の住民や民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）などの支援だけでは十分に問題が解決できない、或いは適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

【業務の内容】

- ・成年後見制度の活用促進・老人福祉施設等への措置の支援・高齢者虐待への対応・困難事例への対応・消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図ります。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について

高齢者が地域で望ましい生活の維持・継続をする上で生じるさまざまな課題を解決するために有効だと考えられる社会資源を、高齢者の自己決定を基本として、本人や家族が必要なときに必要な社会資源を継続的に活用できるように、医療機関や行政その他の関係機関との連携体制づくりを進めていきます。また、地域のケアマネジャーが円滑に業務を遂行できるように支援や指導を行います。

【業務の内容】

- ・包括的・継続的ケアマネジメントの実践が可能な環境整備
- ・個々の介護支援専門員へのサポート

■地域密着型サービス運営委員会について

◆地域密着型サービスとは？

平成 18 年 4 月施行の介護保険法の改正で新たに位置づけられたもので、高齢者が要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から、創設されたサービスです。平成 24 年度からは「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「複合型サービス」のサービスが追加され、地域密着型介護サービスが 8 種類、地域密着型介護予防サービスが 3 種類となっています。なお、原則として当該サービスの利用者は、佐倉市民に限られます。

No.	地域密着型介護サービス	サービスの概要
1	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中と夜間を通じた複数回の定期訪問と随時の対応で、介護と看護を一体的に提供します。
2	夜間対応型訪問介護	24 時間安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護です。
3	認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。
4	小規模多機能型居宅介護	利用者は少人数の登録制で（登録定員は最大 25 人まで）、通所を中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ合わせて提供します。
5	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の方が家庭的な環境でスタッフの介護をうけながら少人数による共同生活をします。
6	地域密着型特定施設入居者生活介護	定員が 30 人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する方のための介護サービスです。
7	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に入所する方のための介護サービスです。
8	複合型サービス	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ合わせて、サービスを柔軟に提供します。
No.	地域密着型介護予防サービス	サービスの概要
1	介護予防認知症対応型通所介護	認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。
2	介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の方が家庭的な環境でスタッフの介護をうけながら少人数による共同生活をします。 *要支援 2 の方はのみ利用できます。
3	介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者は少人数の登録制で（登録定員は最大 25 人まで）、通所を中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ合わせて提供します。

◆地域密着型サービス運営委員会とは？

(1) 設置

市町村は、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に際する意見等をいただく場として、地域密着型サービス等の運営に関する委員会を設置しなければならないとされています。

(参考) 介護保険上における地域密着型サービス運営委員会の位置づけ

・法第 42 条の 2 第 5 項

市町村は、前項の当該市町村における地域密着型介護サービス費の額を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

・法第 78 条の 2 第 6 項 (事業者の指定)

市町村長は、第 42 条の 2 第 1 項本文の指定を行おうとするとき又は前項第 4 号の規定により同条第 1 項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

・法第 78 条の 4 第 5 項

市町村は、前項の当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させ、及び学識経験を有する者の知見の活用を図るために必要な措置を講じなければならない。

(2) 意見を述べていただくこと

①地域密着型介護サービス費の支給

②指定地域密着型介護サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定

③指定地域密着型介護サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準

* 佐倉市高齢者福祉・介護計画推進懇話会設置要綱／所掌事務 第 3 条(4)～(6)